

# 海老名市立今泉小学校PTA規約

## 第1章 名称及び事務局

- 第1条 この会は、今泉小学校PTAという。  
第2条 この会は、事務局を今泉小学校におく。

## 第2章 目的及び活動

- 第3条 この会は、父母と職員が協力して、家庭と学校と社会における児童青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。  
第4条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。  
1. よい父母、よい職員となるように努める。  
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童青少年の指導をする。  
3. 児童青少年の生活環境を良くする。  
4. 公教育費を充実することに努める。  
5. 国際理解に努める。

## 第3章 方針

- 第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。  
1. 児童青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。  
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。  
3. この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。  
4. 学校の人事、その他管理には干渉しない。

## 第4章 会員

- 第6条 この会の会員となることができるものは、次のとおりである。  
1. 今泉小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者。  
2. 今泉小学校の教職員。  
3. この会の主旨に賛同する者。  
ただし第3号に該当する者の入会は、第6章に定めるこの会の「役員」が決定する。  
第7条 この会の会員になろうとする者は、所定の入会届（「PTA入会意思確認書」）を会長に提出するものとし、期間は原則として児童の卒業までとする（自動継続）。  
第8条 1. この会の会員は、その自由な意思により、いつでもこの会からの退会を求めることができる（任意退会）。また、児童の卒業や転校または勤務校の異動によって会員資格を失うものは、「PTA退会届」の提出は必要なく、会員資格の消滅をもって退会とする（自動退会）。  
2. 前項の任意退会において、退会を求める意思表示は、所定の「PTA退会届」をPTA会長に提出することによって行う。  
3. 前項の「PTA退会届」が提出された場合、本会はこれを受理しなければならない。また、本会は、速やかに退会の手続きを処理するとともに、退会者に不利益がないよう十分に配慮しなければならない。  
4. 児童が今泉小学校に在籍する間は、いつでも入会及び退会ができる。  
第9条 1. この会の会員は会費を納めるものとする。  
2. 会員の納入するこの会の会費は、1世帯月額200円とする。但し、毎月8月及び3月分の会費については、納入を不要とする。  
3. 年度途中に入会する会員は、翌月から年度末までの会費を月割りで納付する。年度途中に退会する会員は、翌月から年度末までの会費を月割りで返金する。

## 第5章 経理

- 第10条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入によって支弁される。
- 第11条 この会の経費は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。
- 第12条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員

- 第14条 この会の役員は、次の通りとする。
1. 会長、副会長、書記、会計をおき、6名以上10名以内を定数とし、役員を構成する。
  2. 会の役員は、下記人数を選出するものとする。

会長	1名以上
副会長	1名以上
書記	2名以上4名以内
会計	2名以上4名以内
  3. 1つの役職につき1世帯での兼任を可能にする。その場合、定数は1名と数える。
  4. 役員は、会計監査員を兼ねることができない。
- 第15条 役員は、役員が会員中より指名した役員候補者を総会の同意を得て決める。但し、任期の途中で欠員が生じた場合はこの限りではない。
- 第16条 役員任期及び再任については次の通りとする。
1. 役員任期は2年とする。
  2. 同じ役員職については1回に限り再任を妨げない。但し、教職員から選出された役員についてはこの限りではない。
  3. 役員に欠員が生じた場合に選出された役員任期は、前任者の残期間とする。
- 第17条 役員職務は、次の通りである。
1. 会長は、この会を総括する。
  2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故のある時はその職務を代行する。
  3. 書記は、議事並びに重要事項を記録し会長の指示によりこの会の庶務を行う。
  4. 会計は、この会の一切の会計事務を処理し総会において会計監査委員の監査を経て決算を報告する。

## 第7章 会計監査委員

- 第18条 この会の会計監査をするため、2名の監査委員を置き任期は1年とする。
- 第19条 会計監査委員は、役員が会員中より指名した会計監査委員候補者を総会の同意を得て決める。
- 第20条 会計監査委員は、必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

## 第8章 総会

- 第21条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第22条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。なお、形式としては対面総会あるいは書面総会とする。
1. 定期総会は、年度の初めに開催する。
  2. 臨時総会は役員が必要と認めた時、または、会員の五分の一以上の要求があったとき開催する。
  3. 総会審議は書面によるものとする。但し、会員の出席が必要と役員が認めたときは、集会形式とする。
- 第23条 総会は、書面総会においては会員総数の五分の一以上の議決書の提出、対面総会においては会員の五分の一以上の出席がなければ、その議事を開き決議することができない。
- 第24条 総会の議事は、書面総会においては提出された議決書の過半数以上、対面総会においては出

席者の過半数以上の承認をもって決する。

## 第9章 事業年度

第25条 この会の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第10章 細則

第26条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて役員の協議を経て定める。

役員は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第11章 改正

第27条 この規約の改正は、役員が必要と認めたとき、または会員の五分の一以上の要求があった時に総会に提出するものとする。

この規約は、書面総会においては提出された議決書の三分の二以上、対面総会においては出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することはできない。

## 第12章 個人情報の取り扱い

第28条 個人情報の取り扱いについては、細則において定める。

附則) 本規約は、昭和56年6月9日施行するものとする。

平成 6年4月23日 (改正)

平成 8年4月26日 (改正)

平成19年4月20日 (改正)

平成25年4月30日 (改正)

平成28年4月28日 (改正)

平成29年4月28日 (改正)

平成30年1月 1日 (施行) 第12章 学年委員及び地区委員 (第32条)、  
第13章 全員委員会 (第34条)

平成31年4月25日 (改正)

令和 3年4月20日 (改正)

令和 4年4月26日 (改正)

令和 4年9月30日 (改正) 令和 5年4月1日 (施行)

令和 5年4月18日 (改正)

令和 6年4月23日 (改正)